

令和7年度 定時総会のご報告



令和7年6月12日午後3時30分から、公益社団法人東京労働基準協会連合会の令和7年度定時総会が上野精養軒において開催されました。

十河会長のあいさつに続いて、定款第14条第4項に基づき十河会長が議長に就任し、資格報告の後、議事に入りました。議長から令和6年度の事業報告、収支・決算報告及び理事選任の件について提案がなされ、上島専務より詳細な報告があり、審議の結果、いずれも異議なく承認されました。

主な決議事項の内容は次のとおりです。

令和6年度事業報告要旨

- (1) 東京労働局と共に開催している「東京産業安全衛生大会」は、令和6年7月4日に一橋ホールにおいて400人を超える参加者を得て表彰式、特別講演、事例発表が行われました。
- (2) 東京労働局・東京産業保健総合支援センターと共に開催している「産業保健フォーラム」は、令和6年10月9日に江東区の「ティアラこうとう」において開催され、会場では550名を超える参加者を得て盛況のう



第36回 桃樹のちよこっと用語
「外国人労働者における
労働災害防止対策推進のための
広報事業」とは?
答えは、この8月号のどこかに。

- ◆ 令和7年度定時総会のご報告 1
- ◆ STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施中 10
- ◆ 東京産業安全衛生大会開催される 4
- ◆ 東京都内の労働基準監督署における令和6年の
申告事案の概要 11
- ◆ 令和6年定期健康診断実施結果について 8
- ◆ 令和6年度の東京労働局管内における送検状況 13

発行所／公益社団法人 東京労働基準協会連合会 発行人／上島卓司

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 TEL／03-6380-8305(代) FAX／03-6380-8405 <https://www.toukiren.or.jp>

ちに終了いたしました。

- (3) 東基連衛生管理者協議会は第1回研修会を9月3日、第2回研修会を3月4日に、対面とオンラインのハイブリッドで開催し、それぞれ76名、101名が参加。充実した研修会となりました。
- (4) 安全衛生教育事業では、技能講習、特別教育等について518回(前年度は554回)実施、その受講申込者数は21,959人(前年度は23,737人)となりました。
- (5) 各支部は、地域のニーズに応じて労務関係実務講座等を開催しましたが、令和6年度は実施体制が脆弱な一人事務局長の支部が連携・共催して開催する講習会に積極的に取り組み、多くの参加者を得て成功裡に終えることができました。
- (6) 厚生労働省から「外国人労働者における労働災害防止対策のための広報事業」を受託し、外国人労働者による労働災害防止のためのイラスト等及び注意喚起文等の開発を行い、令和7年3月に完成させました。外国人労働者労働安全衛生セミナーを開催し、延べ1,177人が参加しました。

令和6年度収支・決算報告要旨

当連合会の令和6年度における事業活動収支は、経常収益が約6億2,818万円余(前年度約6億5,804万円余)、経常費用は約6億4,662万円余(前年度約6億0,717万円余)で、経常収支増減額は正味財産ベースで約1,843万円の減少となりました。

特に公益事業においては、令和5年度の正味財産が3,514万円増額となっていたところ、各種対策を講じた結果、令和6年度においては公益事業の正味財産額が3,180万円の減額となり、「収支相償」をほぼ達成することができました。

貸借対照表では、資産合計は8億5,946万円余、うち流動資産が2億4,684万円余で、負債合計は2億1,337万円余、うち流動負債は9,178万円余となっており、流動資産と流動負債の均衡からみて、財務の健全性は保たれているものと判断しています。

理事選任

令和7年度は一部役員が辞任したため、それを補うために理事の選任が行われ、理事3名が新たに選任されました。

総会終了後、令和7年度第2回理事会が開催され、副会長が選定されました。

令和6年度の会長(代表理事)、副会長(代表理事)、副会長、理事、監事は次の方々です。

※各企業での役職名は、令和7年6月12日当時のものです。

会長(代表理事)

十河 英史 日本製鉄株式会社 取締役



十河会長

副会長(代表理事)

宮 健司 大日本印刷株式会社 代表取締役副社長

副会長

三原 隆正 株式会社東芝 執行役上席常務

副会長

池田 渉 JFEスチール株式会社 常務執行役員

副会長

瀬尾 明洋 株式会社IHI 取締役常務執行役員

副会長

加藤 憲治 日本通運株式会社 取締役常務執行役員

副会長

直木 敬陽 全日本空輸株式会社 代表取締役副社長執行役員

副会長

松永 恭興 株式会社日立製作所 人財統括本部人事勤労本部長

兼 エンプロイーリレーション部長

副会長

福原 真一 株式会社クボタ 東京本社 常務執行役員・環境事業部長

理事

三好 忠満 (公社)東基連 中央労働基準協会支部長

日本製鉄株式会社 執行役員 人事労政部長

理事

奥村 英雄 (公社)東基連 上野労働基準協会支部長

		TOPPAN ホールディングス株式会社 執行役員 人事労政本部長
理 事	外山 博光	(公社)東基連 王子労働基準協会支部長 城北信用金庫 人事部長
理 事	井上 浩	(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部長 大東工業株式会社 代表取締役
理 事	深見 靖也	(公社)東基連 亀戸労働基準協会支部長 株式会社 IHI 人事部本社人事グループ長
理 事	上坪 伸二	(公社)東基連 江戸川労働基準協会支部長 第一三共株式会社 葛西研究開発センター 事業場長代行
理 事	濱田 圭佐	(公社)東基連 八王子労働基準協会支部長 コニカミノルタ株式会社 総務部総務部付
理 事	宮口 雅夫	(公社)東基連 立川労働基準協会支部長 株式会社日立製作所 人財統括本部 研開人事総本部 部長
理 事	松儀 穀史	(公社)東基連 青梅労働基準協会支部長 太平洋マテリアル株式会社西多摩工場 業務部 部長
理 事	朝長 正隆	(公社)東基連 三鷹労働基準協会支部長 横河電機株式会社 執行役 人財総務本部長
専務理事	上島 卓司	公益社団法人東京労働基準協会連合会
常務理事	工藤 滉光	公益社団法人東京労働基準協会連合会
常務理事	古賀 瞳之	公益社団法人東京労働基準協会連合会
監 事	清田 太三	大成建設株式会社 東京支店 安全・環境部長
監 事	川口 幸子	多摩信用金庫 常勤理事

総会及び理事会終了後、来賓の東京労働局長富田望様、中央労働災害防止協会専務理事吉永和生様、全国労働基準関係団体連合会事務局長加藤敏彦様からご祝辞をいただき、滞りなく終了いたしました。

その後、懇親会を開催し、東京労働局労働基準部長、労働基準部各課長及び都内各監督署長にもご臨席いただき、なごやかに歓談できました。

今後も、当連合会及び各支部は、他の地区労働基準協会や関係行政機関と連携の推進による体制の強化を図り、労働災害防止・健康確保対策及び労働条件の確保・改善対策推進等の普及促進、各種技能講習会や安全衛生関係教育の充実、喫緊の課題である働き方改革の実現に向けた取組を推進していくこととしています。引き続き皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。



富田局長



吉永専務理事



加藤事務局長

第 21 回 Safe Work TOKYO 2025

東京産業安全衛生大会開催される



表彰者全体写真

令和 7 年 7 月 4 日、千代田区の日本教育会館一つ橋ホールにおいて、都内の事業場から約 500 名の方々が参加して開催されました。

大会には、開催主催者として増田嗣郎東京労働局長、十河英史(公社)東京労働基準協会連合会会長、東京労働局労働基準部幹部職員の皆様、白浜弘幸中央労働基準監督署長をはじめ各労働基準監督署長の皆様、三好忠満(公社)東基連中央労働基準協会支部長をはじめ各地区労働基準協会代表の皆様、来賓として富岡麻紀子東京都産業労働局雇用就労部事業推進担当部長、竹越徹中央労働災害防止協会理事長、根本勝則東京経営者協会専務理事、齊藤千秋日本労働組合総連合会東京都連合会会长をはじめ協賛の各労働災害防止団体並びに東京産業保健総合支援センターの代表の皆様が出席されました。

また、今大会には厚生労働省のマスコットキャラクター「たしかめたん」が駆け付け、受付案内や安全劇の紹介などに活躍し、大会を盛り上げてくれました。



開会に先立ち行われた、労働災害により失われた尊い命に対し、哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りするための「黙とう」ののち、増田東京労働局長が主催者としてあいさつを行いました。

東京都内の労働災害について、昨年は 34 人もの尊い命が失われ、休業 4 日以上の死傷者数は 1 万 1403 人、前年に比べて 9 人増加した。

第 14 次防に基づき、一層の連携を図り、すべての関係者と認識を共有し、労働災害防止に向けた取組を推進してまいりますので、各事業場において実施していくアウトプット指標の実現に向け、積極的な活動の推進をお願いしたいと述べられました。



増田局長

同じく主催者の十河(公社)東京労働基準協会連合会会長は、本年のスローガン「[多様な仲間と 築く安全 未来の職場](#)」を踏まえ、高齢者、外国人、短時間労働者、個人事業者、資材の搬入業者など、様々な立場で就労する人々に安全に働いてもらうための取組を加速していただきたいと思う。

当連合会としては、引き続き、東京労働局及び地区労働基準協会、労働災害防止関係団体と連携して、労働災害防止活動や労働者の健康確保対策の普及促進に積極的に取り組んでいき、死傷災害減少のために尽力していきたいとあいさつされました。

続いて、来賓の富岡様、竹越様、根本様、齊藤様の4名の方々が祝辞を述べられました。



十河会長

安全衛生表彰

令和7年度厚生労働大臣表彰優良賞を受賞された事業の方のご披露ののち、厚生労働大臣表彰奨励賞を受賞された事業の方への伝達表彰が行われました。

続いて、東京労働局長安全衛生表彰が行われ、増田東京労働局長から表彰状が授与されました。

厚生労働大臣表彰及び東京労働局長表彰を受けられたのは、次の事業場並びに個人の皆さま方です。

令和7年度 厚生労働大臣表彰

優良賞(有期事業場)

東急・清水・鹿島建設工事共同事業体 銀座線渋谷駅明治通り工区土木工事

奨励賞(有期事業場)

東急建設株式会社 東日本土木支店 R2国道246号渋谷駅周辺地下道工事

令和7年度 東京労働局長表彰

優良賞(有期事業場)

株式会社長谷工コーポレーション (仮称)昭島A敷地計画新築工事

株式会社長谷工コーポレーション (仮称)港区港南3丁目計画新築工事

戸田・ミライ・橋本組間接共同企業体 練馬区大泉学園町四丁目地内から同区石神井台一丁目地内間送水管(2600mm)トンネル内配管及び管理用立坑築造工事

奨励賞(有期事業場)

株式会社竹中工務店 東京本店 (仮称)虎ノ門開発計画

株式会社竹中工務店 東京本店 成蹊大学11号館新築工事

西松建設株式会社 関東建築支社 (仮称)虎ノ門3丁目計画新築工事

奨励賞(継続事業場)

日本蓄電器工業株式会社

功績賞(7名)

沖倉 喜彦(林業・木材製造業労働災害防止協会 東京都支部 副支部長)

小林 信次(公益社団法人東京労働基準協会連合会 理事・立川労働基準協会連合会支部支部長)

三宮 正則(一般社団法人日本クレーン協会 東京支部 理事・元副支部長)

鈴木 真一(建設業労働災害防止協会 東京支部 前副支部長・前業務委員長)

中島 次登(一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部 元幹事)

中原 繁則(一般社団法人東京ガラス外装クリーニング協会 副会長)

福田 智(日本労働組合総連合会東京都連合会元副会長・東京交通労働組合執行委員長)

安全衛生推進賞(9名)

有吉嘉一郎(一般社団法人東京都産業資源循環協会 理事・安全衛生推進委員会委員)

小林 正樹(一般社団法人東京都警備業協会 交通警備業務部会委員・業務適正化委員会委員)

小山 達士(建設業労働災害防止協会 東京支部 業務委員・安全指導者)

田仲 正男(公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 東京都支部 研修委員)

濱田 篤郎(独立行政法人労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター 産業保健相談員)
藤本 祐一(建設業労働災害防止協会 東京支部 安全指導者)
松木 洋二(建設業労働災害防止協会 東京支部 安全指導者)
宗像 悅夫(陸上貨物運送事業労働災害防止協会 東京都支部会 陸運災防指導員)
山田 高志(建設業労働災害防止協会 東京支部 業務委員・元安全指導者)

安全劇

「災害(怪我)の影響は被災者だけではない」

SG・コスモス株式会社

労災隠しをテーマに労働災害が及ぼすいろいろな影響について、安全劇を通して伝えている。様々なパフォーマンスで事故 ZERO 修理 ZERO 減失 ZERO 達成に向けて精力的に活動。安全劇を通して、記憶に残る安全推進活動を日々行っている。

今大会では、労働災害の報告を怠ったことによる様々な悪影響、「ホウレンソウ(報告・連絡・相談)」の重要性について、劇を通じて訴えかけていました。

最後は会場の皆さんとともに SG・コスモスオリジナル(?)の安全コールで安全を誓いました。

事例発表

事例発表 1 「当事業場における安全衛生活動について」

株式会社竹中工務店・共立建設株式会社共同企業体(仮称) ドコモ代々木第二ビル新築工事
株式会社竹中工務店東京本店 作業所長 赤田岳彦

〈発表要旨〉 昨年度厚生労働大臣奨励賞を受賞した(仮称)ドコモ代々木第二ビル新築工事の安全管理の取組事例の紹介です。



赤田氏

本社、作業所、協力会社が各工事の着工に向けての取組み安全衛生管理アクションということで、ステップ1として、危険誘発要因の発表を行い、危険作業を抽出、ステップ2として、工程表及び施工計画書を基に、店社と作業所において安全環境事前検討会を開催し、工事中の注意事項の確認、それと様々な意見を取り込んでの修正、ステップ3として、作業所と専門業者で各工事のリスクアセスメントの作成、ステップ4として、作業所と安全環境部、各専門業者で危険作業事前打合せを行った上で、着工直前に作業員全員を集めての周知会を実施してきた。さらに着工時に、一通りの作業を行い、不備がないかを必ず確認し、のち通常作業に移るという「ワンサイクル確認会」という取組のほかに、「期中のリスク低減策」の活動の紹介がありました。このほか、高所作業の低減の取組み、熱中症対策の紹介がありました。(なお、(株)竹中工務店の最新の熱中症対策については、6月号、7月号に掲載しております。)

事例発表 2 「花王グループにおける転倒防止の取組み」

花王株式会社 人材戦略部門 健康開発推進部 マネジャー 関根牧子

〈発表要旨〉 花王グループの継続的な成長を支える「社員活力の最大化」に向け、健康経営を推進しています。今回は、転倒防止の取組のご紹介です。



関根氏

1つ目として、健康づくりイベントを通じた運動の習慣化。2つ目として、社内技術を活用した歩行の質改善。3つ目として職種の特性を踏まえた啓発活動の紹介がありました。

フィジカル面とメンタル面の両方の健康づくりを年間で何をするのかを示し、ウォーキングについて毎年テーマを変え、自社開発の歩行測定やホコタッチという加速度計のついた万歩計を社員に配付するなど見える化するといった工夫もされていました。また、自分ごと化しての健康作りも考えているとのことです。

特別講演 「“確認すべき安全”を見失わないために：デジタル活用の前に考えるべきこと」

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター 主席研究員 濱島京子

近年の DX や AI の進展とともに、労働安全の分野にもデジタル技術の導入が進められています。「見える化」や「自動検知」「危険予知 AI」などの最新技術により、現場の安全性が向上することが期待される一方で、「何のために技術を使うのか」「何を確認するために導入するのか」といった本質的な問い合わせが曖昧なまま導入が進むケースもあると聞きます。こうした場合に最も懸念されるのは、安全のために講じたデジタル技術を導入した対策で、期待した効果が得られないどころか、かえって労働災害のリスクが高まってしまうことです。



濱島氏

労働安全の分野へのデジタル技術の導入にあたっては、安全の原理原則ともいえる「安全確認型」の考え方を出発点にする必要があります。「安全が確認できている間だけ作業を許可する」という基本に立ち返り、現場において何を確認すべきかを明確にすることが、デジタル導入の第一歩であるとのことです。

デジタル技術を活用する前に立ち止まって考えるべき「安全確認型」の考え方の視点について、いろいろな事例、イラストを示してお話しいただきました。

現場と必ずしも安全の専門知識を有しているとは限らない IT 技術者との間ですれ違いを起こさないためには、「なぜこのデジタルシステムが必要なのか」「何を実現したいのか」を具体的に伝える力が求められる。「何をしたいのか」を明確に伝えることで、IT 技術者はその意図を設計に反映させることができます。

デジタル技術はあくまで手段であり、安全の主導権は現場にあります。

現場が「何を確認するのか」を自ら定義し、それを技術に正しく反映させることが、真に安全な作業環境の実現につながりますと話されました。

最後に、本講演が、現場担当者、安全衛生スタッフ、さらには経営層の皆様にとって、デジタル時代の安全管理の本質を考える契機となれば幸いですと結ばされました。

なお、濱島様の特別講演の資料については、東京労働局の HP <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/> でご覧いただけます。

本大会の最後に、建設業労働災害防止協会東京支部 武藤一雄専務理事が「大会宣言」を提案し、満場の拍手をもって採択され、大会は盛況裡に終了しました。

大会宣言

東京都内の労働災害は、長期的には減少してきたものの平成 21 年以降は増加傾向にある。令和 6 年の東京都内の労働災害は、休業 4 日以上の死傷者数が 11,403 人で、前年と比べ 9 人増加し、4 年連続で 1 万人を超える憂慮すべき状況となった。また、死亡者数については、前年に比べ 12 人減少したものの、今なお 34 人の尊い命が労働災害により失われている。

令和 7 年度は、第 14 次労働災害防止計画の中間年度にあたり、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況を踏まえ、労使一丸となった労働災害防止対策の取組が求められる。

労働者の健康問題についても、過重労働による健康障害防止やメンタルヘルス不調の未然防止、本年 6 月 1 日に施行された改正省令に基づく熱中症予防や化学物質による健康障害の防止など、心身両面にわたる健康確保

対策の充実がより求められている。

このような状況の中、労働災害を少しでも減らし、安全で健康に働くことができる職場環境を築くためには、関係者一人ひとりが、労働の場における安全と健康の確保の重要性を改めて認識し、地域全体にその意識を広く浸透させ、効果的な取組の実施につなげていく必要がある。

本年度の全国安全週間のスローガンは、
多様な仲間と 築く安全 未来の職場

である。

本大会を契機に、このスローガンの着実な実施を図るとともに、参加者の一人ひとりが労働災害防止に向けた新たな決意を胸に、全力で取り組むことをここに宣言する。

令和 7 年 7 月 4 日
第 21 回東京産業安全衛生大会 Safe Work TOKYO 2025
参加者一同

令和6年 定期健康診断実施結果について

東京労働局 労働基準部 健康課

令和6年定期健康診断実施結果がまとめました。これは、事業場から所轄労働基準監督署へ提出された「定期健康診断結果報告書」を取りまとめたものです。

1 定期健康診断業種別有所見率(全国・東京)

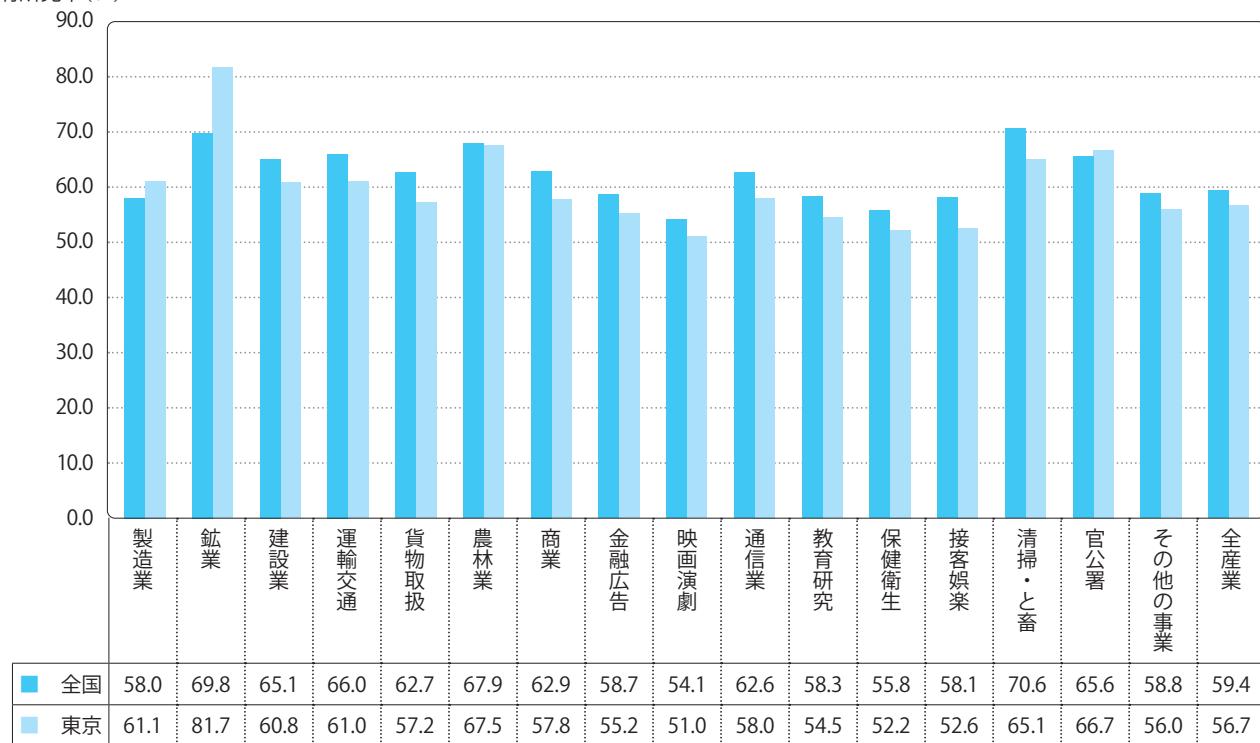
(1) 全国の定期健康診断の有所見率は、全体で59.4%となっています。

業種別にみると、「清掃・と畜業」が70.6%で最も高く、続いて、「鉱業」が69.8%となっています。一方、有所見率の低い業種では、「映画演劇業」が54.1%で最も低く、続いて、「保健衛生業」が55.8%となっています。

(2) 東京の定期健康診断の有所見率は、全体で56.7%となっています。

業種別にみると、「鉱業」が81.7%で最も高く、続いて、「農林業」が67.5%となっています。一方、有所見率の低い業種では、「映画演劇業」が51.0%で最も低く、続いて、「保健衛生業」が52.2%となっています。

有所見率(%)

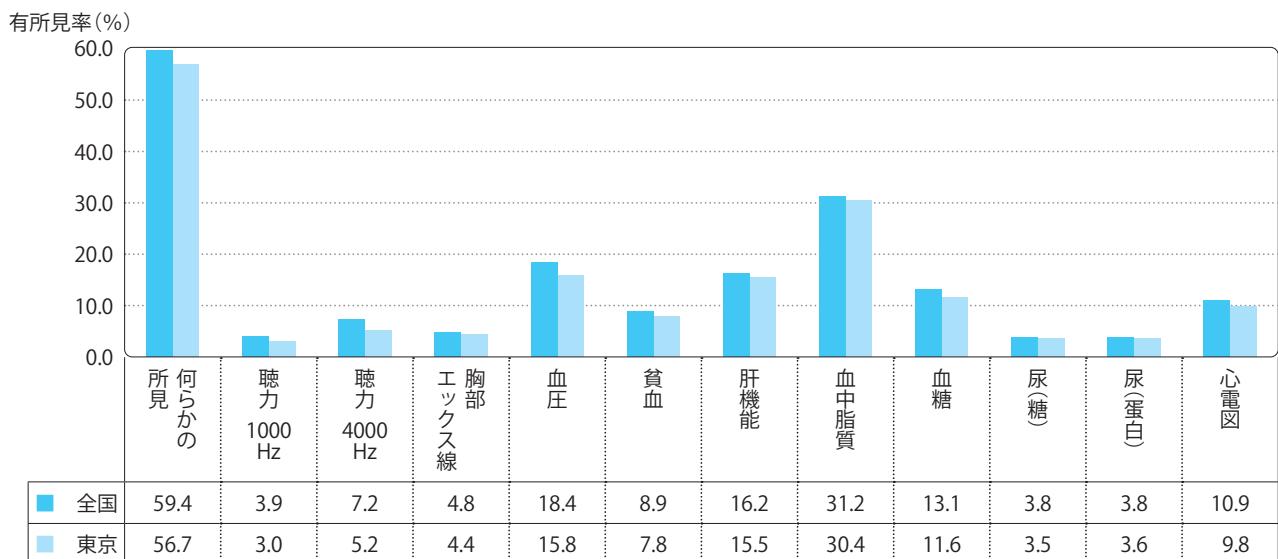


2 健康診断項目別有所見率の経年変化(全国・東京)

- (1) 全国の定期健康診断の有所見率は増加しており、令和6年は前年より0.5ポイント増加して59.4%となっています。「血中脂質」、「血圧」、「肝機能」等の健診項目の有所見率が高く、それぞれの有所見率は「血中脂質」においては31.2%、「血圧」においては18.4%、「肝機能」においては16.2%となっております。
- (2) 東京の定期健康診断の有所見率は増加しており、令和6年は前年より0.3ポイント増加して56.7%となっています。また、全国と比較して2.7ポイント低くなっています。全国と同様に「血中脂質」、「血圧」、「肝機能」等の健診項目の有所見率が高く、それぞれの有所見率は「血中脂質」においては30.4%、「血圧」

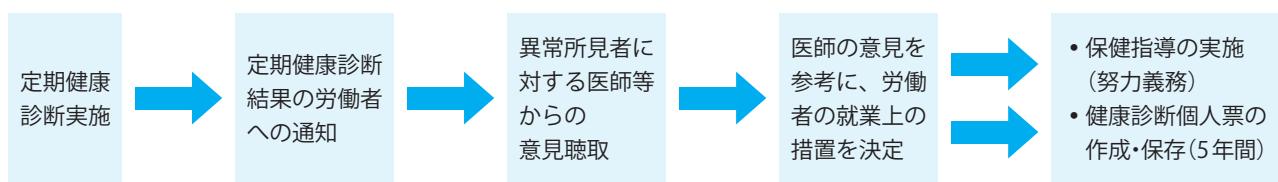
においては 15.8%、「肝機能」においては 15.5% となっております。

健康診断実施後の事後措置の実施はもとより、保健指導等の実施についても勧奨します。



3 定期健康診断実施における留意事項

- (1) 定期健康診断項目の省略は、医師が必要でないと認めるときのみ可能です。
- (2) 定期健康診断実施後は以下により、事後措置を行ってください。



4 定期健康診断結果報告書提出等についてのお願い

- (1) 定期健康診断実施後、労働者数が 50 人以上の事業場は、産業医による意見聴取後遅滞なく、定期健康診断結果報告書(様式第六号)を事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長あてに提出してください。なお、報告書については、2025 年 1 月 1 日より電子申請が義務化されています。また、経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告も可能です。
- (2) 報告書の提出先は、労働者数が 50 人以上の事業場が複数ある場合でも、企業全体の労働者分を一括しないで、それぞれの事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長あてに提出してください。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施中

キャンペーン期間 令和7年5月～9月

東京労働局 労働基準部 健康課

- 暑さ指数(WBGT)を把握しましょう
- 暑さ指数に応じた対策をとりましょう
- 職場を巡視しましょう

暑さ指数(WBGT)の把握

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を隨時把握しましょう。
- 地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効です。



暑さ指数の
実況と予測



暑さ指数の
計算方法

暑さ指数に応じた対策

- 屋根、冷房設備、ミストシャワー等、暑さ指数を低減するための設備の設置
- 冷房を備えた休憩場所や日陰など涼しい休憩場所の設置
- 透湿性、通気性の良い服装、身体を冷却する機能を持つ服の着用
- 暑さ指数に応じた作業計画に基づく休憩や作業中止
- 暑さに慣らすため7日以上かけて作業時間を調整
- 水分・塩分の定期的な摂取
- プレクーリング(作業開始前や休憩時間にも体温を低減)
- 糖尿病等疾患を持った方への健康診断結果に基づく医師の意見聴取
- 日常の健康管理(朝食の未摂取、寝不足、飲みすぎに注意)
- 作業中の健康状態の確認(管理者はもちろん作業員同士でも)

詳しくはこちら

- 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」
- 「職場における熱中症予防情報」

職場における熱中症対策の強化

令和7年6月1日、改正労働安全衛生規則が施行されました。詳しくはこちら→
熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じて迅速かつ適切に対処することにより熱中症の重篤化を防止するための取組が事業者に義務付けられました。



熱中症対策の強化

巡回～暑さ指数を確認し、次の事項を確認しましょう～

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 暑さ指数に応じた作業計画となっているか
- 各作業者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

異常時の措置～少しでも異常を感じたら～

- いったん作業を離れ、休憩する
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

「ロゴマークシール」「応急手当カード」の活用

「Cool work TOKYO」ロゴマークシールと応急手当カードを都内労働基準監督署の窓口で配布しています。ご活用下さい。



ロゴマークシール

熱中症の応急手当	前日のチェック	仕事前のチェック
<p>いつもと違うと思ったら、すぐに 119番</p> <p>救急車到着まで 作業着を脱がせ 全身を急速冷却</p>	<p>✓ 仕事前の飲酒は控えめに ✓ やっすり眠る ✓ 熱中症薬アート裡認</p>	<p>✓ よく眠れたか ✓ 食事もしたか ✓ 体調は良いか ✓ 二日酔いしていないか ✓ 特牛位頭アート裡認</p>
仕事中のチェック	仕事中のチェック	
<p>✓ 作業着を脱ぎ、両腕かけ合う ✓ 熱中症薬バトルル ✓ 水分・塩分の補給 ✓ こまめに休憩</p>	<p>厚生労働省</p>	



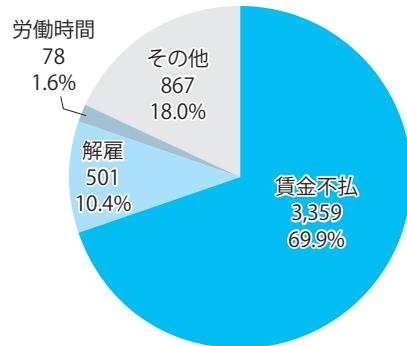
熱中症
キャンペーン
予防情報

東京都内の労働基準監督署における令和6年の申告事案の概要

東京労働局 労働基準部 監督課

東京労働局(局長 富田望)では、管下18労働基準監督署(支署)における令和6年の申告事案の概要について、取りまとめましたので公表します。

申告とは、最低労働基準を定めた労働基準法などに違反するとして労働者が労働基準監督署に救済を求めるものであり、労働基準監督署では、労働者の置かれた状況に意を払い、懇切・丁寧な対応に留意しつつ、迅速・的確に処理を行います。



申告事案の概要のポイント

1 申告受理件数 4,347件(前年比345件増)

令和5年に引き続き、3年連続で増加した。

2 申告内容(申告内容別の件数:4,805件)

賃金不払及び解雇の申告件数が増加した。

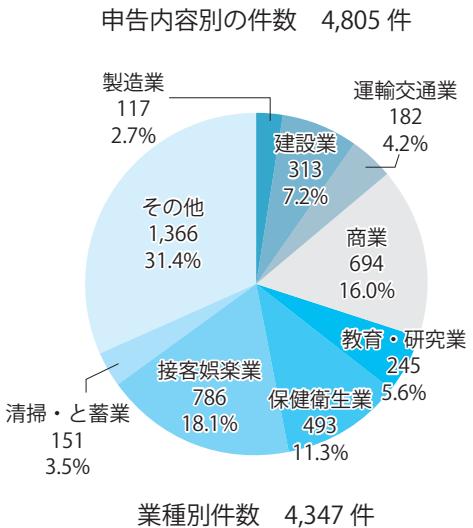
(1)賃金不払 3,359件(前年比265件増)

(2)解雇 501件(前年比3件増)

(3)労働時間 78件(前年比10件増)

3 申告内容別・業種別の内訳(右の図)

注)労働者が複数の事項を重複して申告する場合があるため、申告内容別の件数の合計は申告受理件数と一致しません。



1 申告受理件数

申告受理件数は4,347件で、前年と比べ345件(8.6%)増加しました。

(1) 推移

直近10年間における申告受理件数の推移を見ると、令和2年までは、長期的に緩やかな減少傾向を示し

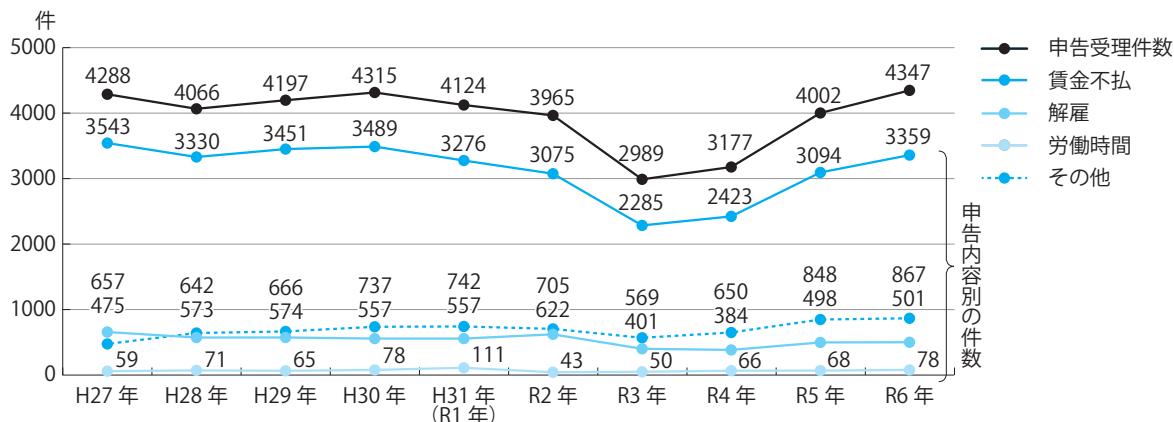


表1 直近10年間の申告受理件数の推移

注)労働者が複数の事項を重複して申告する場合があるため、申告内容別の件数の合計は申告受理件数と一致しません。

していましたが、令和3年に大きく減少しました。

その後、令和4年以降は増加傾向にあります。

(2) 申告の内容

申告受理件数を内容別にみると、賃金不払が3,359件(前年比8.6%増)で最も多く、その業種別の内訳は、接客娯楽業(19.1%)、商業(15.9%)、保健衛生業(11.1%)の順となっています。

次いで多いのは、解雇が501件(前年比0.6%増)となっており、その業種別の内訳は、接客娯楽業(23.6%)、商業(18.4%)、保健衛生業(10.8%)の順となっています。

2 申告の業種別内訳

申告受理件数を業種別にみると、接客娯楽業が786件(全体の18.1%)と最も多く、次いで商業が694件(全体の16.0%)、保健衛生業が493件(全体の11.3%)の順となっており、これら3業種で全体の半数近くを占めています。

前年と比べた場合、接客娯楽業で87件(12.4%)、保健衛生業で79件(19.1%)、清掃・と畜業で40件(36.0%)増加した一方で、製造業、建設業、商業は減少しました。

表2 申告受理件数の業種別内訳

件数	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年 (R1年)	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
製造業	167	129	150	151	142	95	95	93	122	117
建設業	428	367	405	331	329	234	293	282	344	313
運輸交通業	162	175	167	192	181	167	131	129	173	182
商業	944	837	910	908	766	639	525	566	704	694
教育・研究業	153	156	191	208	211	199	168	155	235	245
保健衛生業	301	311	363	313	400	453	332	330	414	493
接客娯楽業	814	779	765	787	689	899	474	591	699	786
清掃・と畜業	146	144	116	118	103	128	88	79	111	151
その他	1,173	1,168	1,130	1,307	1,303	1,151	883	952	1,200	1,366
合計	4,288	4,066	4,197	4,315	4,124	3,965	2,989	3,177	4,002	4,347

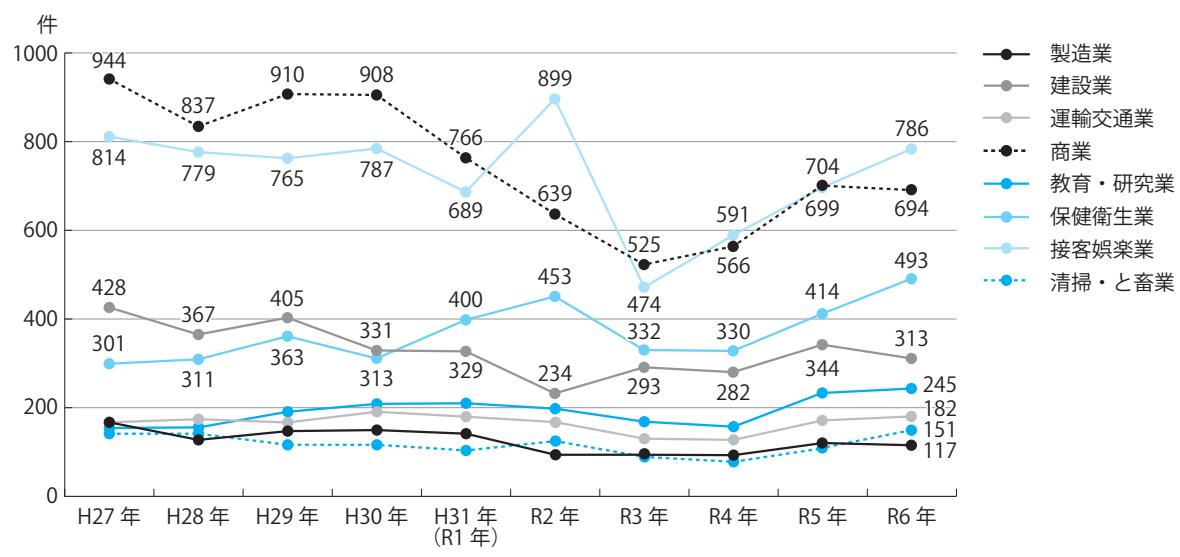


表3 業種別内訳の推移

表4 申告を契機とした監督指導事例(解決事例)

違反事項	事例	違反事項	事例
定期賃金 不払	退職した労働者から、最終勤務月の賃金が全額支払われないという申告を受け、調査したところ、事業主は労働者の勤務態度を理由に最終勤務月の賃金を全額支払っていなかつたため、是正勧告を行った。 労働基準監督官が法律の趣旨を丁寧に説明したところ、事業主が理解をし、未払賃金全額が支払われた。 (接客娯楽業)	解雇	労働者から、即時解雇されたにもかかわらず、解雇予告手当が支払われないと申告を受け、調査したところ、事業主は解雇予告手当を支払わず、即日解雇したことを認めた。 労働基準監督官が法律の趣旨を丁寧に説明し、解雇予告手当を支払うよう是正勧告を行った結果、事業主が理解をし、解雇予告手当が全額支払われた。 (建設業)
割増賃金 不払	退職労働者から、時間外労働に対する割増賃金が支払われていないという申告を受け、調査したところ、事業場の労働時間管理が不十分であった。 労働基準監督官が関係資料の提出を求め、その内容を精査したところ、割増賃金の未払が認められた。 厳しい経営状況にあるとする事業主に対し、労働基準監督官が法律の趣旨を丁寧に説明したところ、事業主が理解をし、未払分の割増賃金が全額支払われた。 (商業)	労働時間	在職中の労働者から、違法な時間外労働が行われているとの申告を受け、調査したところ、事業主は36協定を締結・届出をしないまま、時間外労働を行わせていることが判明したため、是正勧告を行った。 労働基準監督官が法律の趣旨及び36協定の届出方法を丁寧に説明した結果、事業主が理解をし、36協定の締結・届出がなされ、協定の範囲内で時間外労働が行われるよう是正された。 (保健衛生業)

令和6年度の東京労働局管内における送検状況について

危険防止措置に関する件数が最多

東京労働局 労働基準部 監督課

東京労働局(局長 富田望)は、東京労働局及び管下の労働基準監督署(支署)における令和6年度の送検状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

1 概要

令和6年4月から令和7年3月までの1年間に、東京労働局及び管下の労働基準監督署(支署)では、86件(前年度に比べ35件増)の司法事件を東京地方検察庁に送検しました。

送検した司法事件の主な違反事項をみると、労働安全衛生法において定める危険防止措置に関する違反が31件と最も多く、次いで、賃金・退職金不払に関する違反が11件、労働時間・休日に関する違反が8件となっています。

また、業種別でみると、建設業が28件と最も多く、次いで商業が13件となっています。

2 違反事項の内容

(1)労働基準法・最低賃金法違反……34件

労働基準法・最低賃金法違反により送検したのは34件で、主な送検事項は、賃金・退職金不払に関する違反が11件、労働時間・休日に関する違反が8件、解雇の予告に関する違反が3件でした。

(2)労働安全衛生法違反……………52件

労働安全衛生法違反により送検したのは52件で、主な送検事項は、労働安全衛生法において定める危険防止措置に関する違反が31件、健康診断の未実施が6件、労災かくしが4件でした。

3 今後の対応について

東京労働局及び管下の労働基準監督署(支署)では、①法違反を原因として重大な労働災害を発生させたも

のや、②同種の法違反を繰り返し、遵法状況に悪影響を及ぼすもの等、重大・悪質な事案に対しては、引き続き、厳正に対処していきます。

表1 過去10年間における送検件数の推移

	違反法令		総件数	主要違反事項					強制捜査
	労働基準法等	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金不払	割増賃金不払	労働時間・休日	
H27年度	41	22	63	14	4	7	6	19	11
H28年度	29	21	50	12	1	13	2	7	7
H29年度	27	30	57	21	9	11	4	7	4
H30年度	46	32	78	24	6	20	6	10	4
R元年度	23	17	40	12	2	8	5	3	3
R2年度	34	36	70	19	4	16	8	5	0
R3年度	36	45	81	36	2	14	3	5	3
R4年度	39	31	70	25	3	14	4	4	2
R5年度	29	22	51	9	7	8	5	9	4
R6年度	34	52	86	31	4	11	1	8	5

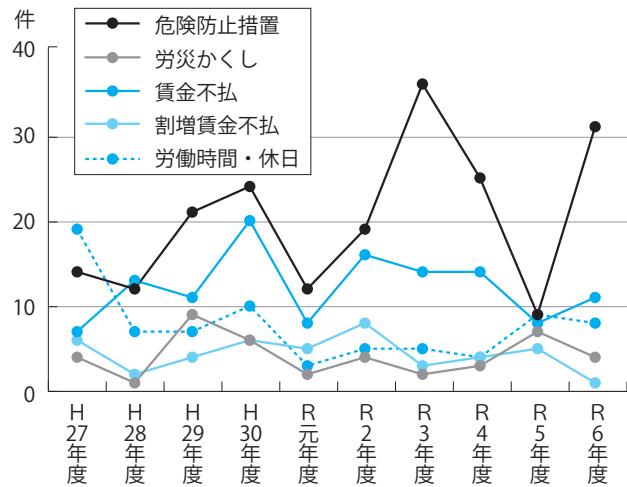
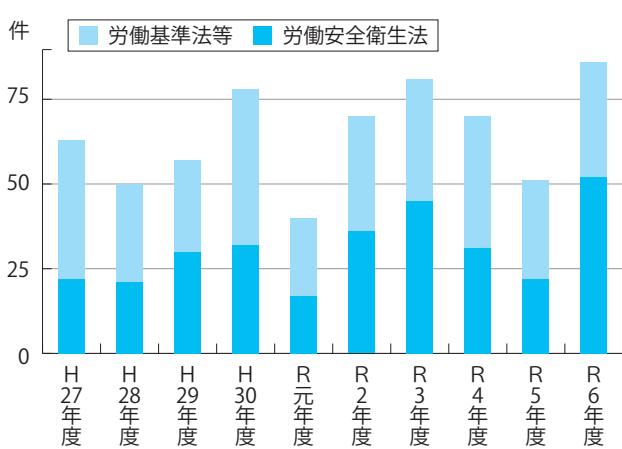


表2 違反法条別の前年度との比較

	令和6年度	令和5年度	増減	構成比(%)
労働基準法、最低賃金法等関係	34	29	5	39.5%
賃金・退職金不払 (第23,24条、最賃法第4条等関係)	11	8	3	12.8%
労働時間・休日(第32,35条,36条,40条)	8	9	▲1	9.3%
解雇の予告(第20条)	3	1	2	3.5%
割増賃金不払(第37条)	1	5	▲4	1.2%
その他	11	6	5	12.8%
労働安全衛生法関係	52	22	30	60.5%
危険防止措置(第20条,21条等)	31	9	22	36.0%
健康診断の未実施(第66条)	6		6	7.0%
労災かくし(第100条)	4	7	▲3	4.7%
就業制限(第61条)	3	1	2	3.5%
その他	8	5	3	9.3%
総処理件数	86	51	35	100.0%

表3 業種別

	建設業	商業	製造業	清掃・ と畜業	運輸 交通業	官公署	保健 衛生業	接客 娯楽業	その他	合計
労働基準法、最低賃金法等関係		10	5	1	3		2	2	11	34
賃金・退職金不払 (第23, 24条、最賃法第4条等関係)		5		1	2		1	1	1	11
労働時間・休日(第32, 35条, 36条, 40条)		2	3		1				3	8
解雇の予告(第20条)				1					2	3
割増賃金不払(第37条)							1	1		1
その他		3	1					5		11
労働安全衛生法関係	28	3	6	5	1	4			5	52
危険防止措置(第20, 21条等)	20	1	4	5	1					31
健康診断の未実施(第66条)				1		2			3	6
労災かくし(第100条)	3	1								4
就業制限(第61条)	2	1					2			3
その他	3		1					2		8
総処理件数	28	13	11	6	4	4	2	2	16	86
構成比(%)	32.6%	15.1%	12.8%	7.0%	4.7%	4.7%	2.3%	2.3%	18.6%	100.0%

令和8年4月1日から順次施行

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法の改正が施行されます

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

改正ポイント

- ①カスタマーハラスメントについて、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられます。
(労働施策総合推進法)
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメント(いわゆる就活セクハラ)について、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられます。(男女雇用機会均等法)
- ③男女間の賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が、常時101人以上の事業主に義務付けられます。(女性活躍推進法)

詳細については東京労働局ホームページの特設ページをご確認ください。

東京労働局ホームページの特設ページでは、随時最新情報を掲載しています！

最新情報を掲載する際には、東京労働局公式X(旧Twitter)でお知らせしますので、ぜひXのフォローをお願いします！

問合せ先 東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL03-3512-1611



東京労働局
特設ページ



15

衛生管理者が取り組む 化学物質管理について

～最近の「行政動向」、「化学物質管理」、「メンタルヘルス」などの情報共有・交換～

日 時 令和7年9月26日(金) 13時30分～17時00分(予定)

会 場 中労基協ビル4階ホール(千代田区二番町9-8)

定 員 会場でのリアル参加 50名(申込先着順)

Zoomによるオンライン参加 300名

参加費 無料

研修会の内容 最近の労働衛生行政の動向

講師 東京労働局 労働基準部 健康課長 木村恭巳氏

衛生管理者が取り組む化学物質管理について

講師 産業医科大学 産業保健学部安全衛生マネジメント学

教授 医学博士 東久保一朗氏

グループワーク 今回は、参加者同士の情報交換ができるグループワークを行います。

第1グループ「化学物質管理について」

第2グループ「メンタルヘルスについて」

第3グループ「その他」

日頃の工夫や疑問などを共有し、課題解決の糸口を一緒に見つけませんか。(グループワークは、出席申込時に希望されたグループ別に会場参加者のみで実施します)

申込方法

本研修会は、東基連衛生管理者協議会の会員を対象としています。

現会員の方へは、8月下旬に郵送にて研修会web申し込みのご案内を送付しますので、webでの研修会参加の手続きをお願いします。

東基連衛生管理者協議会に未加入の方は、先ず会員登録をお願いします(下記※参照)。会員登録後、折り返し、研修会参加のWeb申込のご案内をメール送信致します。

※(公社)東京労働基準協会連合会(略称:東基連)のホームページ内「東基連衛生管理者協議会」<https://www.toukiren.or.jp/join02.html>から、入会申込書をダウンロードし、東基連衛生管理者協議会までお申込みください。



備 考

東基連衛生管理者協議会は、東基連の内部組織であり、東京都に所在する企業・団体等に勤務する衛生管理者であれば、どなたでも会員になります。

なお、当協議会は東基連の公益事業として活動を行っており、設立以来、入会費・年会費・研修会参加費等は、一切頂いておりません。



分からることは、なんでも「蓮美部長」に聞いてみよう！

第37回

桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

私は「桃樹」。東基連に入職し、5年目です。蓮美部長や先輩達に教えて頂き、少しづつ成長してきたように思います。まだまだ力不足ですが、会員の皆様のために精一杯頑張ります。

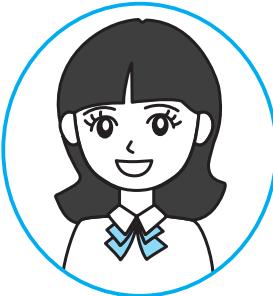
さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「蓮美部長」に、後輩の「希漣さん」と一緒に、その疑問をぶつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願ひ致します。



桃樹さん



蓮美部長



希漣さん

外国人労働者の労働災害防止のための表示(イラスト、注意喚起文)

蓮美部長 桃樹さん、今月は、外国人労働者の安全衛生管理について、皆さんにお知らせしたいことがあるとか。

桃樹さん そうです。令和6年度に東基連は、厚生労働省から委託された「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」に取り組みました。

そこで作成された成果が、厚生労働省のホームページに掲載されています。

希漣さん 「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」とは、具体的にはどのようなものですか？

桃樹さん 希漣さんは今年の4月の入職ですから、これまでのことは知らないですね。

東基連は、令和2年度から厚生労働省の外国人労働者の安全衛生管理に係る事業を受託してきました。

令和6年度は「イラスト・注意喚起文の作成」と「セミナーの開催」を。今回、厚生労働省のホームページに掲載されたのは、その作成された「イラスト・注意喚起文」です。

蓮美部長 そう、イラスト等の作成については「外国人労働者の労働災害防止のための表示(イラスト・注意喚起文)」とされていますが、今回は外国人労働者の災害が際立って多い食料品製造業等に向けたものを作成したの。

桃樹さん この事業は、東基連の横川事業部長が中心となって進めましたが、私も少しお手伝いをさせて頂きましたが、大変でした。

希漣さん 厚生労働省からのお話は、どのようなものだったのですか？

蓮美部長 横川事業部長が詳しいですが、「外国人労働者が労働災害防止を視覚的に理解ができるイラストをはじめとする視覚的な表現方法での安全表示」の開発を、ということでした。具体的には、「イラスト」と「注意喚起文」を活用して、事業者が労働災害防止に取り組むことができるようになると。

希漣さん うーん、こうやってお聞きするだけでは、どのようなものを作成したらよいか想像が付きません。

蓮美部長 桃樹さん、作成した実際のイラストを見せてください。

外国人労働者が労働災害防止を視覚的に理解できるイラストの作成

桃樹さん はい、これが実際に完成したイラストです。

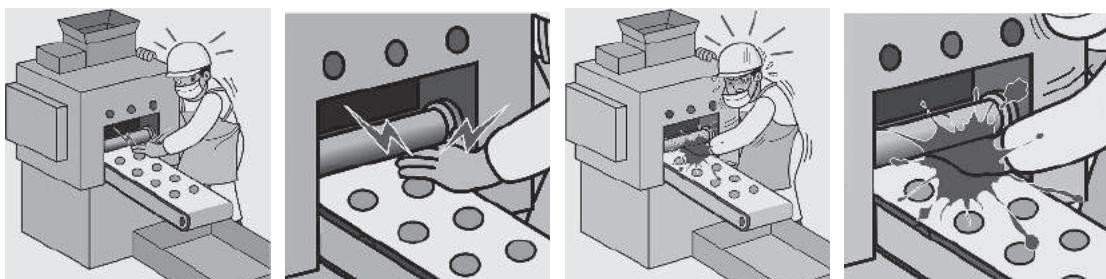
希漣さん ベルトコンベアのベルトに手が巻き込まれているイラストですね。

桃樹さん そう。ベルトコンベア等の「機械が動いている時や回転している時には、手を触ってはいけない」ことを表現したものです。



蓮美部長 機械の危険性を理解できていない外国人労働者にも、イラストを見ることによって、その危険性を分かってもらうことができるようと描いてもらったのよね。桃樹さん、もう一つ実例を見せてください。

桃樹さん はい、次はお菓子などの製造に使用する「成形機」のイラストです。



希漣さん わー、痛そう！ このイラストも分かりやすいですね。

桃樹さん これは、成形機のロール部分に手が巻き込まれている場面を表現したもので、ベルトコンベアと同じく「機械が動いている時は手を触れるな」ということを表しています。

有識者検討会で検討、協議を重ねる

蓮美部長 イラストの作成に先立って、まず「有識者検討会」で議論を重ねました。

有識者検討会には、安全衛生管理に詳しい安全衛生コンサルタントなどの専門家、実際に多くの外国人労働者を使用している食料品製造業の複数の業界団体の方々、各種標識の普及活動等を行う団体の方、国際協力に務めておられる一般財団の方、そして「やさしい日本語」の普及に尽力されている大学教授の先生などに参画して頂きました。ここでは、外国人労働者を取り巻く課題の認識の共有を図り、イラスト・注意喚起文への要望などを話し合って頂きました。

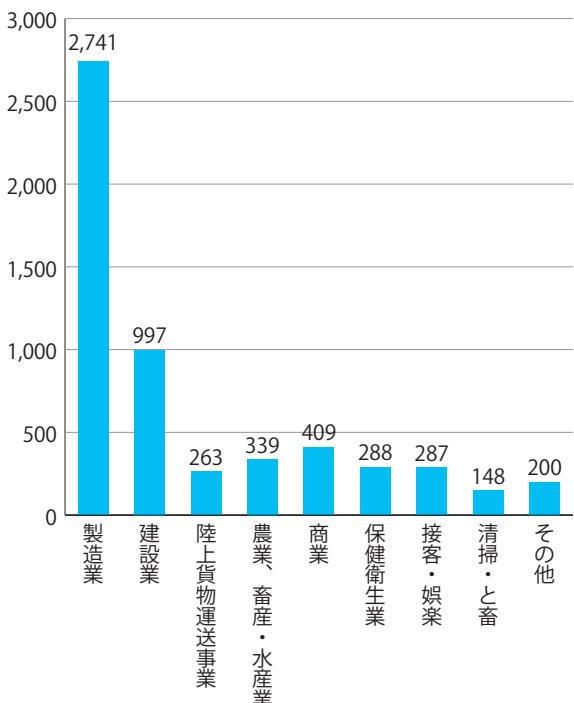
桃樹さん その中で、外国人労働者の労働災害発生について、令和5年の統計ですが、労働者1,000人当たり1年間に発生する死傷者数を表す「年千人率」について、全労働者が「2.36」であるのに対し、外国人

業種別・在留資格別年千人率^{*}(令和5年)

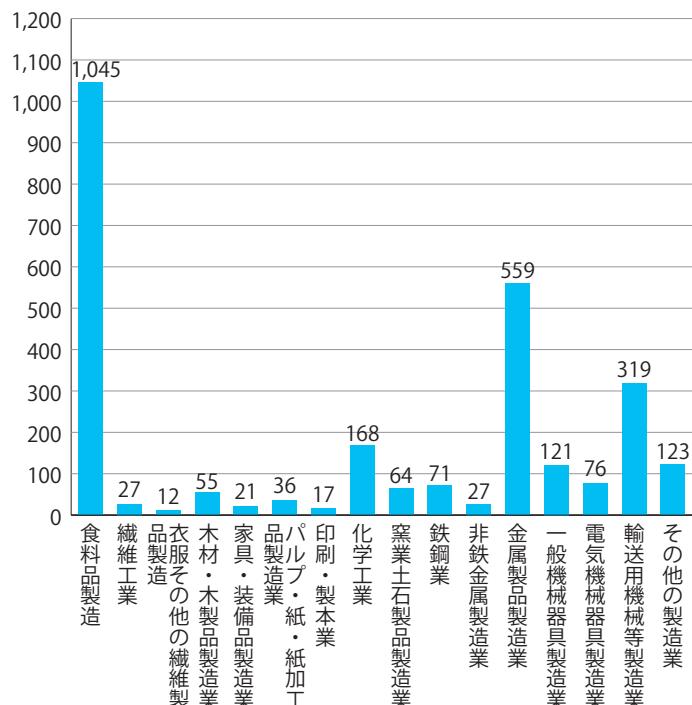
		全産業計	製造業	建設業	商業	保健衛生業	接客娯楽業
全労働者(外国人労働者を含む)		2.36	2.71	4.37	2.18	2.18	2.80
外国人労働者	専門的・技術的分野の在留資格	2.11	3.92	6.89	1.22	2.13	1.94
	うち技術・人文知識・国際業務	1.17	2.95	2.88	1.17	1.06	1.88
	特定活動	2.25	3.72	6.27	0.79	1.43	1.33
	技能実習	4.10	4.00	6.42	2.28	2.07	1.85
	資格外活動	0.81	2.17	13.03	0.79	0.67	0.56
	身分に基づく在留資格	3.67	7.58	8.51	2.34	6.30	1.89
計		2.77	4.96	6.88	1.55	3.17	1.19

*年千人率……労働者1,000人当たり1年間に発生する死傷者数

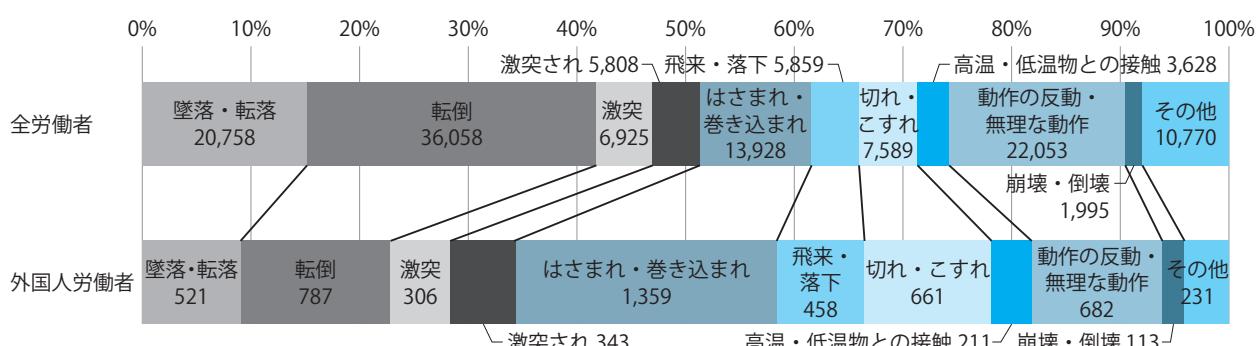
資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況」(令和5年10月末現在)、「令和5年労働災害発生状況」



業種別死傷災害発生状況(令和5年)



製造業における死傷災害発生状況(令和5年)



事故の型別死傷災害発生状況(令和5年、全産業)

労働者の「技能実習」が「4.10」であるなど、外国人労働者の災害発生のリスクが高いことを、東基連の担当者から説明しました。

蓮美部長 そして、業種では製造業が多く、特に食料品製造業が突出して多いこと。

また、事故の型では全労働者は「転倒」や「墜落・転落」が多いのですが、外国人労働者では「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」が極めて多いことについて認識を共有しました。

参考までに、「業種別・在留資格別年千人率」、「業種別死傷災害発生状況」、「製造業における死傷災害発生状況」、そして「事故の型別死傷災害発生状況」を示します。

希漣さん 実際にイラストを描く、標識メーカーの方々にも参加して頂いたともお聞きしましたが。

蓮美部長 そうです。有識者検討会にはイラスト案作成の実務を担う標識メーカーの方々にもオブザーバーとして出席して頂き意見を。また、作成して頂いたイラスト案について共に検討しました。

桃樹さん これらの検討を踏まえ、イラストを12の類型に分けました。その類型は次のとおりです。

「ベルトコンベア」。「スライサー」。「ミートチョッパー」。「混合機」。「攪拌機」。「ロール機」。「成型機」。「包装機」。「転倒」。「切れ・こすれ」。「機械停止」。「運転再開時注意」。

それぞれの類型ごとに複数のイラストを作成し、合計35のイラストが完成したのです。

法令違反状態を表現したイラストに関する留意点

桃樹さん イラスト案の実例を基に議論を重ねる中で、法令で定められた囲いや覆いが無い状態のイラストについて、留意する点も示されました。

蓮美部長 そうです。危険性を表すイラストを描く中で、覆い等が無い法令違反の状態も表現されます。次のようなイラストですね。

蓮美部長 この点について、労働災害のリスク低減措置は、あくまでも法令に定められた事項の遵守、すなわち危険性を除去する本質的対策が最優先であることを示すことも確認されました。

桃樹さん 今回のイラストや注意喚起文は、これらの対策でも除去できないリスクについて、外国人労働者が直感的に理解し、リスクを回避する行動が取られることを期待して作成したものといえますね。



10言語に及ぶ「注意喚起文」の作成

希漣さん イラストの他、注意喚起文も作成されたのですね。

蓮美部長 そう。イラストだけでは、受け止め方には個人差があることも予想されます。そこで、イラストに合わせた言葉を添えることによって、危険に関する理解を深めるとの意図でしたね。

希漣さん 注意喚起文は、一つの言葉について幾つもの言語で作成したともお聞きしましたが。

桃樹さん はい、10言語です。その言語は次のとおりです。

日本語。やさしい日本語。英語。中国語。ベトナム語。タガログ語。インドネシア語。ポルトガル語。
スペイン語。ネパール語。そしてミャンマー語です。

希漣さん その言語に訳された注意喚起文は、どのような言葉を選んだのですか？

桃樹さん 17の言葉を選びました。「注意」。「巻き込まれる」。「はさまれる」。「禁止」。「危険」。「手を入れるな」。「運転中は手を入れるな」。「機械が動いている間は手を入れるな」。「手で触るな」。「運転中は手で触るな」。「機械が動いている時は手で触るな」。「用具を使う」。「安全装置使用」。「転倒注意」。「清掃時／点検時／修理時⇒機械停止」。「安全確認」。「怪我をするぞ」。

蓮美部長 先ほどもお話ししましたが、外国人労働者の労働災害で「災害の型」で多いのは「はさまれ・巻き込まれ」と「切れ・こすれ」です。それらを考慮して17の言葉としました。注意喚起文と10の言語の例を示しますね。

[2]巻き込まれる

	日本語	巻き込まれる
1	やさしい日本語	手をまきこみます
2	英語	Hand will get caught
3	中国語	当心卷入
4	ベトナム語	Bị cuốn vào
5	タガログ語	Kainin ng makina
6	インドネシア語	Terlilit
7	ポルトガル語	Engolimento
8	スペイン語	Atrapamiento
9	ネパール語	बेरिन्छ
10	ミャンマー語	ညပါမွန်သည်

イラストと注意喚起文の組み合わせ

桃樹さん イラストも注意喚起文もですが、案が完成した時点で、外国人労働者の出身国事情に詳しい専門家に集まってもらい、実際にイラストと注意喚起文を見て頂き、一つずつ確認してもらいました。

蓮美部長 そうでしたね。通訳の方や、現地の工場で長年にわたり安全衛生管理に携わっていた方などに率直に感想を述べて頂きました。現地の人が見た印象や感覚的に馴染むかなど、細かな点まで意見を頂き修正を加えましたね。

希漣さん なるほど、そして完成した注意喚起文とイラストを組み合わせて、事業場の機械に合わせた表示とするのですね。

蓮美部長 そうです。それぞれの事業場で、機械に合わせ、組み合わせ表示を作成し、外国人労働者がどのように解釈するかを確認。そして、適切なイラスト、注意喚起文を選択することが大切です。

イラストと注意喚起文の組み合わせについては、参考として35のイラストにそれぞれ推奨する注意喚起文の例を次のように示しています。



ベルトに手が巻き込まれている作業員のイラストに「巻き込まれ危険」の図記号を追加したイラスト

注意喚起文10、「運転中は手で触るな」、11、「機械が動いている時は手で触るな」、15、「清掃時/点検時/修理時⇒機械停止」と組み合わせて使用することが推奨されます。

桃樹さん イラストと注意喚起文の組み合わせでの使用を推奨する組み合わせの実例は次のとおりです。

希漣さん 事業場ごとに、それぞれの機械に合わせ、35種類のイラストと17の注意喚起文を組み合わせて、最も分かりやすい表示にするのですね。

言語も10言語ありますから、その事業場で働く外国人労働者の使用する言語を選べますね。

蓮美部長 イラスト及び注意喚起文に加えて、ISO7010の安全のための図記号も組み合わせることで、外国人労働者の理解度が高まる場合もあります。外国人労働者の理解度に応じて図記号の組み合わせも検討して欲しいですね。

ご紹介した内容は、厚生労働省のホームページの「外国人労働者の労働災害防止のための表示(イラスト・注意喚起文)(食料品製造業等向け)をご活用ください」に掲載されています。是非、ご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714_00006.html

希漣さん 蓮美部長、桃樹さん、今日は詳しく説明して頂きありがとうございました。

蓮美部長 東基連は、今年も「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」を厚生労働省から委託されました。同様に「イラスト・注意喚起文の作成」と「セミナーの開催」を行います。桃樹さんも希漣さんも、しっかり横川事業部長のお手伝いをお願いしますね。

桃樹さん・希漣さん はい、分かりました。頑張ります。

桃樹さん 皆さん、今月も最後までお付き合い下さり、ありがとうございました。9月号は紙面の関係で「労務・安全衛生深掘り探訪記」はお休みとなります。それでは、10月号でお会いしましょう。



年収の壁対策の取組に 新たな助成金が創設されました！

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

令和7年7月から、年収の壁対策の取組を行った事業主への助成として、キャリアアップ助成金に「短時間労働者労働時間延長支援コース」が創設されました。

本コースは複数年かけて週所定労働時間の延長等を行う場合や2年目の取組も対象になります。また、要件を満たしている場合、現行の社会保険適用時処遇改善コースから切替えができます。

助成内容 労働者^(※1)を新たに社会保険に加入させるとともに、労働時間の延長等により収入増加の取組を行った事業主に助成します。

1年目

要件		1人当たり助成額		
所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業 (※2)	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

*複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

*1 対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

*2 小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主です。

お問い合わせはハローワーク助成金事務センター(03-5337-7411)

または働き方改革推進支援センター(下記)まで

2年目

要件		1人当たり助成額		
所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業 (※2)	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

*社会保険加入時点の取組内容(1年目)と2年目の取組実施後(2年目)で比較



パンフレット 年収の壁への対応

中小企業の賃金引上げを支援します！

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です(最大600万円助成)。

令和7年度第2期の申請期間は東京都最低賃金改定日の前日までです。早めの申請をお願いします！ ※第3期以降の募集を行う場合は別途お知らせいたします。

お問い合わせ先

厚生労働省委託事業

東京働き方改革推進支援センター

電話 0120-232-865(平日9:00~17:00)

メール tokyo@workstylereform.net



センターHP

最新情報はコチラ

東京労働局公式X

(旧twitter)

フォロワー数2,000人超！



業務改善助成金
解説ページ





独立行政法人 労働者健康安全機構

東京産業保健総合支援センター研修案内 (令和7年8月～令和7年9月)

さんぱくん

◆産業保健研修◆

産業看護職・人事労務担当者等、産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

- 研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。
- 当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。
- 研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F

TEL : 03-5211-4480

FAX : 03-5211-4485

URL : <https://www.tokyos.johas.go.jp/>

Web研修

- 当センターホームページの「web研修会受講の注意事項及び受講手順」を必ずご覧の上、お申し込みください。
- 講義の後、チャットにて質問を受け付ける予定です。

研修日時	研修テーマ	講 師	定員
8月5日(火) 14:00～16:00	web研修会 メンタルヘルス対策と心の健康づくり計画作成のポイント 職場や業務に対して悩みやストレスを抱える社会人は、近年増加傾向にあり、メンタルヘルス対策の取り組みは、事業場にとって喫緊の課題の一つと言っても過言ではありません。 そこで、厚生労働省では、メンタルヘルス基本方針として、事業場に対して「心の健康づくり計画」の策定を指示しています。 当研修では、その「心の健康づくり計画」の策定方法、ポイント等を解説します。	本山社会保険 労務士/行政書士 事務所所長 特定社会保険 労務士・行政書士・ 公認心理師 本山 恭子	70
9月22日(月) 14:00～16:00	web研修会 事例から学ぶ産業保健スタッフが知っておきたい職場のメンタルヘルス対策の秘訣④～ストレスチェック編～ 産業保健スタッフ等(保健師・看護師・人事労務担当者等)が、経営トップに説明したり、労働者に研修したりする際に、「使えるネタ」を提供します。 講師がこれまで実際に見聞きしてきたストレスチェック実施に関する失敗事例・成功事例など、困難を乗り越えてうまく軌道にのせていくための秘訣をお伝えします。 また、高ストレス者への面接指導、集団分析を活用した職場環境改善活動の工夫などもご紹介します。 本講義を通じ、自社に持ち帰った上で、働く人のメンタルヘルスに関し説明する力が身につくことを願っております。	「こころの耳」 事務局長 石見 忠士	70

会場研修

研修日時	研修テーマ	講 師	定員
8月1日(金) 14:00～16:00	セルフケア支援にまつわるエトセトラ～実践とセルフケア支援のツボとコツとを結ぶ～ セルフケアやセルフケア支援について、普段なげなく言っていること、行っていることはどういったことなのか、どのようにしていくのが良いのか等を、あらためてふりかえり考えていきます。 両立支援におけるかかわり方にも通じる内容となっております。	松島 尚子	25
8月4日(月) 14:00～16:00	「職場」「在宅」でできる職場体操～「肩こり・腰痛予防 簡単骨ストレッチ」～ この講習会では、関節にふれながら「骨」「筋肉」「関節」を運動して動かす「骨ストレッチ」を紹介します。 骨ストレッチは、だれでも無理なく、短時間で、簡単にできる運動です。 「腰痛予防」「肩こり予防」に適した「座ってできる骨ストレッチ」8動作をお伝えします。 4動作行っても2分かからず、職場体操に適しています。 それぞれの企業に適した動作を選んで、職場体操を作成してみましょう。 ◆重要◆ からだを動かしますので、水分補給のため、飲み物をご持参ください	中災防安全衛生 エキスパート スポーツケア整体 研究所(株) 小沼 博子	25

研修日時	研修テーマ	講 師	定員
8月 6日(水) 14:00～16:00	<p>高年齢労働者の安全衛生対策の進め方 ～エイジフレンドリーガイドラインとフレイル、ロコモ～</p> <p>休業4日以上の死傷者数のうち50歳以上の高年齢労働者が半数以上を占めています。</p> <p>高齢者の身体機能は壮年者と比較すると低下しており、高齢になると転倒災害の発生率が高くなることに影響していると考えられています。</p> <p>また、定期健康診断における有所見率は高齢になると高くなっています。</p> <p>厚生労働省は、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」を公表しています。</p> <p>最近では、転倒を予防するために、フレイル、ロコモーションシンドローム(ロコモ)予防を意識した健康づくり活動が重要視されています。</p> <p>これらの要点と留意事項を説明します。</p>	荒川 輝雄	55
8月 20日(水) 14:00～16:00	<p>「適応障害」の診断、メンタルヘルス不調の実際の支援にむけて ～個の背景、状況を知ること、アセスメントの深掘りでの回復支援とは～</p> <p>メンタルヘルスのリテラシーというように、周りの理解が進んできている現状、ある意味治療、休職等への早い対策が取れるようになってきたのではないかと思われます。</p> <p>予防するに越したことはないですが、人との関係、社会構造等の複雑さが、一様にことが進まない状況もあるでしょう。個の生い立ち、家族、事業場における、地域社会における背景のなか、その支援のあり様が、回復にむけて大事なポイントになるように思います。</p> <p>個の多様化というか、違いがあるからこそ大変さもあります。</p> <p>皆さんの思いや考えはいかがでしょうか。一緒に考えてきましょう。</p>	労働者健康安全 機構産業保健 アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子	55
8月 25日(月) 14:00～16:00	<p>メンタルヘルス『社内研修の進め方』～ラインケア～</p> <p>「心の健康づくり計画」は4つのケアを中心に策定されており、社内研修はその理解を深める教育・情報提供の場となります。</p> <p>加えて4つのケアの円滑な「連携」をすすめていくことが必要とされており、最近のメンタルヘルスの動向を踏まえて、ラインケアの必要性が再認識されています。</p> <p>今回は、アンガーマネジメントも含めて、有効なメンタルに関するマネジメント方法等を解説します。</p> <p>社内研修の参加者から関心、興味を集める社内研修の進め方についてご一緒に考えていきたいと思います。</p>	松井 知子	55
8月 26日(火) 14:00～16:00	<p>安全衛生法令の改正動向</p> <p>個人事業者に対する安全衛生法令の適用や新しい化学物質管理制度など大きな改正が続いています。</p> <p>本年5月の国会で改正労働安全衛生法の改正法が公布されました。本改正では個人事業者に安全衛生対策の推進、ストレスチェック適用拡大、化学物質による健康障害防止対策等の推進などが行われ、今後順次施行される予定です。</p> <p>今回はここ数年の改正動向を含め、今後の安全衛生法の動向について考えてみたいと思います。</p> <p>※当研修の後15:45～16:00の時間帯に、動画視聴による「勤務間インターバル制度に係る研修」を行います。</p>	中山 篤	55
9月 10日(水) 14:00～16:00	<p>元気な職場づくりにつなげるメンタルヘルス活動～対応事例～</p> <p>大手印刷会社で20年以上メンタルヘルス対策に携わった経験を基に、元気な職場づくりにつなげるメンタルヘルス活動の一例を紹介します。そして、メンタルヘルス活動に携わっている担当者にとってメンタル不調者の休職中の対応から復職支援について、対応事例によるグループワークから対応方法を共有していただきます。</p> <p>また、ストレスによる腰痛、頭痛を予防する簡単にできる運動方法(骨ストレッチ)も紹介します。</p>	中災防安全衛生 エキスパート スポーツケア整体 研究所(株) 小沼 博子	55
9月 11日(木) 14:00～16:00	<p>職場における救急体制</p> <p>職場における様々な救急処置について注意点を解説するほか、救急体制づくりに必要となる重点項目を学習することができる研修会です。</p> <p>AED実習がありますので動きやすい服装でご参加ください。</p>	高山 俊政	20
9月 12日(金) 14:00～16:00	<p>「がん」等の両立支援の理解に向けて ～仕事を続ける際に想定される本人の課題と職場の配慮とは～</p> <p>がんや難病等は、長期にわたって付き合う疾患、病状であろうということは誰しも感じてしまうことでしょう。</p> <p>しかし、見えないところも数多くあると思います。</p> <p>現実はどうか、課題は何か、事業場・組織により違いもあるかもしれません。</p> <p>病気を持つ人の繋がり、支援であり、さまざまな人生をたどる人の歩みがあります。</p> <p>実践からみえてくる両立支援のあり様、本人の生きる力、希望を持てるように寄り添い、関わっていくことでしょうか。</p> <p>伴走の意味を一緒に考えていくといいですね。どうぞよろしく！</p> <p>※当研修の前14:00～14:15の時間帯に、動画視聴による「勤務間インターバル制度に係る研修」を行います。</p>	労働者健康安全 機構産業保健 アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子	55
9月 19日(金) 14:00～16:00	<p>ストレスチェック制度の効果的な活用 ～セルフケア、集団分析を利用した職場環境改善への取組みについて～</p> <p>年1度のストレスチェックの実施をしていても、その結果を十分に活用できていないのではないかと、お悩みではないでしょうか？</p> <p>メンタルヘルス対策は第14次労働災害防止計画の重点対策とされており、ストレスチェックの集団分析を用いた職場環境の改善に取組むことが望まれています。</p> <p>今回は、その取組みに一步踏み出すときに参考となるような具体的なお話をさせて頂きます。</p> <p>また、個々人が結果を活用できるよう、労働者のセルフケア能力をサポートすることについてもお話しをしていきたいと思います。</p>	社会保険労務士 産業カウンセラー 紺野 由美子	55
9月 30日(火) 14:00～16:00	<p>新型うつ、適応障害、発達障害、いわゆる「グレーゾーン」とどうつきあうか、育て直しの職場コミュニケーションを考える</p> <p>新型うつ、適応障害、発達障害など職場の不適応は軽症化するものの多様化が進んでいる。</p> <p>診断がつくほどではないが(弱い疾病性)、症状が隠れていて本人も周囲も気づきにくいが困っている(強い事例性)ケースに職場はどうつきあっていけばいいのか。</p> <p>コミュニケーションの取り方を変えて「育て直し」していくことを考えていきます。</p>	廣川 進	55

休憩室

BREAK TIME

「かも知れない」



この場は自身の旅行記や日々の楽しい話題が多いが、安全衛生に携わる方が多いため、自虐的になるが、参考にして頂ければと思い、書きます。

それは 2024 年 3 月末、出張先での午後の会議を終え、大雨の某 JR 駅に入るところのスロープでした。駅構内によくあるスロープである。大雨のため、降り注ぐ雨はこのスロープに流れ込んでいた。年度末でもあり、色々と残した仕事もあり、急いで職場に帰るべく、乗り換える少ない電車に乗るために「あと 3 分あれば乗れる！」と意気込み、急ぎ足でした。

回遊魚のように動いて健脚を自負していた。言うまでもなく 1 万は歩いていた。

そして、その瞬間が……気が付いたら「尻もち」をついていた。足をすくわれた感覚で何が起きたかも判らないくらいの時間。でも恥ずかしいから何も無かったような仕草で直ぐに立ち上がり、歩き始めたが徐々に「お尻」から腰に掛けて痛みを感じる。

もともと、腰痛持ちで「あいつもの腰痛だな」と職場の駅で電車を降りたが、息苦しくなり、歩くこともきつく、職場に連絡し、自宅の近くの整形クリニックへ向かった。問診後、レントゲン撮影し、ドクターから背骨(脊椎)の圧迫骨折の疑いと診断され、疑いとは、MRI で精

密検査が必要とのことで、そのクリニックには MRI が無く、息苦しく、歩くことも厳しい体で再び電車に乗り、職場の駅の近くにある MRI 検査センターに辿り着き、あの固い検査台に横たわるまでに 10 分かけ、「カンカン」の時間を終え、医師から整形クリニックの診断通り、背骨の圧迫骨折ですね。「お大事に」と、MRI 検査センターのため、治療はなく、帰宅した。4 日後くらいか MRI 検査センターから整形クリニックに診断記録が郵送され、ようやく診察日、「背骨の圧迫骨折ですね」「以前にもやってますね」「今回は 10 番目、前回は 11 番目」

初めて知った。簡易的なコルセットを巻かれ、治療は安静あるのみとのこと。翌週に体形に合わせたコルセットの採寸をし、そこから 1 週間に後に上半身を固めるコルセットをされた。

年度末であり、年度始めにかけての時期に安静ということは出勤もできず、途方に暮れる日々をテレワークで過ごし、職場や家族に大きな迷惑をかけました。

改めて考えると、社会人になり 40 数年で初の労災機械場で長く働き、ケガも無かつたことを自慢していた。また、「健脚を自負」は過信、慢心、いつもメンバーには安全も品質も「大丈夫だろう」では無く、

「かも知れない」の意識が大切と説いていたが、

「かも知れない」を再認識し、猛省した次第であります。(この骨折は繰り返すようなので)

高年齢労働者に多い、転倒災害に被災した訳だ。3 か月程度で徐々に職場復帰、1 年が経過し、少しの張りが残るが、徐々に回遊魚に戻つてます。

ご安全に

S. T

行政の窓から

その531

高年齢労働者の労働災害防止のための措置が努力義務になります (2026年4月1日施行)

東京労働局 労働基準部 安全課

令和7年5月に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、労働安全衛生法に以下の条文が新設されることになりました。

労働安全衛生法第62条の2

- 1 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

これまで高年齢労働者の労働災害防止のための措置としては、令和2年3月に策定された「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」が示されていました。労働安全衛生法の中では第62条で中高年齢者等に適正な職場配置をするよう求める規定がありますが、今般、年々増加する高年齢労働者の労働災害を防止するための取組の強化を図ることを目的として、労働災害防止のための措置を求める内容が努力義務として規定されます。

これを機に皆さんの事業場においても、高年齢労働者のための安全対策や健康管理体制などをチェックしてみてください。補助金申請ができる場合がありますので、対策を講じる前に一度エイジフレンドリー補助金についても目を通してみることをお勧めします。

令和7年度エイジフレンドリー補助金のご案内(申請受付期間は令和7年5月15日から令和7年10月31日まで)

高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。

I 総合対策コース

専門家によるリスクアセスメントに要する経費など

II 職場環境改善コース

身体機能の低下を補う設備・装置の導入経費など

※熱中症予防対策プランもあります

III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース

専門家による身体機能チェックや指導に要する経費など

IV コラボヘルスコース

健康保持増進のための取組に要する経費など

参考

エイジフレンドリー
ガイドラインについて
はちら →



労働局 HP



厚労省 HP



エイジフレンドリー補助金について詳細はこちらをご覧ください→

巡回点検中に ホイールローダーに轢かれて死亡

業種 化学製品製造業

職種 保守点検員

災害発生状況

被災者はボイラー燃料系統関連設備の保守点検業務の一環として巡回点検をしていた。深夜時間帯には巡回点検の途中で2回、燃料を積載したトラックを工場内に受け入れるため、門の開閉作業も担当していた。被災者は、門前に到着したトラックのために開門した後、巡回ルートに戻る途中でホイールローダーの作業区域内を通行した。その際、後退してきたホイールローダーに轢かれて死亡した。ホイールローダーは協力会社の労働者が運転し、燃料をボイラーの燃料投入口に運搬する作業をしていた。

門の開閉作業は本件労働災害の1週間前、新たに巡回点検者の業務として追加されたものだったが、作業標準書には門の開閉作業に関する記載はなかった。また、巡回ルートと門の間を移動するには、ホイールローダーの作業区域を通行せざるを得ない構造であったが、当該作業区域には立入禁止を示す表示はなく、安全な通路や移動ルートの指示もなかった。

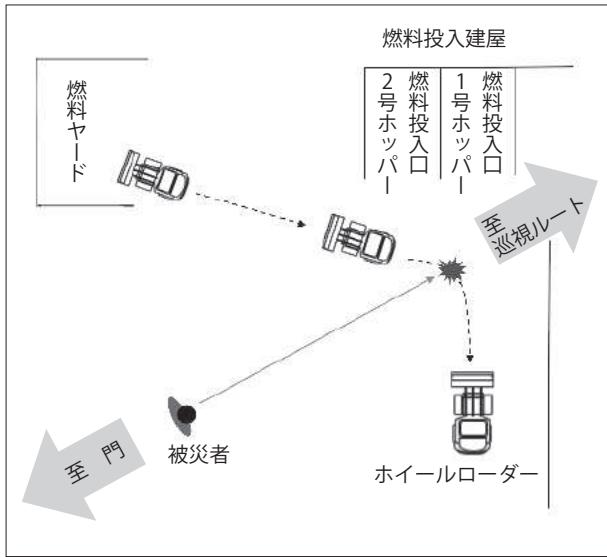
ホイールローダーの運転者は車両系建設機械運転技能講習を修了しており、運転資格に問題はなかった。しかし、巡回点検者が門の開閉作業を行うことについては協力会社に周知されていなかったため、ホイールローダーの運転者は作業区域内に歩行者がいると想定せず、後退時の後方確認を怠った。

災害発生原因

- 1 門の開閉作業に関し、当該作業を行う者が通行するための安全な通路を設けていなかったこと。
- 2 ホイールローダーを用いた作業に際し、当該作業区域への立入禁止措置を講じていなかったこと。
- 3 門の開閉作業のために巡回点検者が協力会社の作業区域内に立ち入るにもかかわらず、ホイールローダーとの接触による労働災害を防止するための作業者間の連絡及び調整をしなかったこと。
- 4 ホイールローダーの後退時に、運転者が十分な安全確認をしなかったこと。
- 5 巡回点検者の業務に新たに追加された門の開閉作業について、作業標準書を改定せず、ホイールローダーとの接触による労働災害に係る危険性を検討していなかったこと。

災害防止対策

- 1 門の開閉作業に関し、当該作業を行う者が通行するための安全な通路を設けること。
- 2 ホイールローダーを用いて作業を行う際は、当該作業区域への立入を禁止する旨を見やすい箇所に表示するなど、立入禁止措置を講じること。
- 3 門の開閉作業のために巡回点検者が協力会社の作業区域内に立ち入る場合には、ホイールローダーとの接触による労働災害を防止するため、作業者間の連絡及び調整を行うこと。
- 4 ホイールローダーの運転者は、後退時にサイドミラーやバックモニターなどで確実に安全確認をすること。
- 5 巡回点検者の業務に新たに追加された門の開閉作業については安全に作業を行わせるため、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づきリスク低減措置を講じた上で作業標準書を改訂すること。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。



第36回 桃樹のちょっと用語 「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」

厚生労働省から東基連が受託した外国人労働者における労働災害防止対策推進のための事業。その内容は次のとおり。

外国人労働者を雇用する事業者の自主的な労働安全衛生活動を支援するため、外国人労働者が労働災害防止を視覚的に理解ができるイラストをはじめとする視覚的な表現方法での安全表示(以下「イラスト・注意喚起文等」という。)を開発するとともに、事業者がイラスト・注意喚起文等を活用して労働災害防止に取り組むことができるよう、事業者に対し、イラスト・注意喚起文等の活用、外国人労働者にかかる安全衛生管理等のセミナーを開催する等により、事業者の意識啓発を図る広報活動を行うもの。

令和7年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者(製造業等)推薦のお願い

この度、厚生労働省では、安全衛生管理において多大な功績のあった職長を顕彰する「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の令和7年度候補者の推薦募集を開始いたしました。東基連といたしましては、会員企業の皆様の現場でご活躍されている優秀な職長の方を、ぜひ推薦させていただきたく、ご協力をお願いする次第です。

推薦の対象となるのは、製造業等(建設業を除くすべての業種)の現場において、以下のいずれかの基準を満たす職長の方々です。

安全衛生に関する深い知識と経験を有し、的確な指示・指導により災害防止に貢献している職長

創意工夫を凝らした安全衛生活動を推進し、職場環境の改善に顕著な実績を上げている職長

部下の安全意識向上に努め、安全な作業行動の定着にリーダーシップを發揮している職長

長年にわたり安全衛生業務に精励し、その功績が他の模範となる職長

推薦をご希望される会員企業様は、以下の要領で必要書類をご提出ください。

推薦書様式(厚生労働省指定様式)の入手：厚生労働省のサイト(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei01_00006.html)よりダウンロードいただけます。



推薦書への記入：同サイトの「記入例」を参照いただくとともに、詳細については東基連担当部署(企画部)までお問い合わせください。

東基連への提出：令和7年8月22日(金)までに、推薦書等のファイル(当該ファイルを印字した紙媒体)を担当部署までメール送信(郵送)してください。

送信先&問い合わせ先：〒102-084 東京都千代田区二番町9-8 (公社)東京労働基準協会連合会 企画部
Tel 03-6380-8035 E-mail syokutyo@toukiren.or.jp

令和7年 死亡災害発生状況(対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

16人

前年同期

8人

●令和7年 死亡災害発生状況(6月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	2	0	2
建設業	8	3	5
土木工事業	2	0	2
建築工事業	4	1	3
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	2	2	0
陸上貨物運送事業 ^(注3)	1	1	0
ハイヤー・タクシー業	1	0	1
その他の運輸交通・貨物取扱業	1	0	1
商業	0	0	0
小売業	0	0	0
保健衛生業	0	1	-1
社会福祉施設	0	1	-1
接客娯楽業	1	0	1
飲食店	1	0	1
清掃と畜業	0	1	-1
ビルメン業	0	1	-1
その他の三次産業	2	1	1
金融業	0	0	0
警備業	1	1	0
その他(一次産業) ^(注4)	0	1	-1
全産業合計	16	8	8

(注1)左段は本年6月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。

(注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。

(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和7年 死傷災害発生状況(6月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	248	230	7.8
建設業	362	386	-6.2
土木工事業	55	49	12.2
建築工事業	221	265	-16.6
木造家屋建築工事業	16	17	-5.9
その他の建設業	86	72	19.4
陸上貨物運送事業 ^(注3)	414	465	-11.0
ハイヤー・タクシー業	153	161	-5.0
その他の運輸交通・貨物取扱業	196	197	-0.5
商業	782	791	-1.1
小売業	572	597	-4.2
保健衛生業	548	557	-1.6
社会福祉施設	395	436	-9.4
接客娯楽業	409	421	-2.9
飲食店	308	333	-7.5
清掃と畜業	336	396	-15.2
ビルメン業	234	280	-16.4
その他の三次産業	615	729	-15.6
金融業	37	38	-2.6
警備業	141	129	9.3
その他(一次産業) ^(注4)	20	37	-45.9
全産業合計	4,083	4,370	-6.6

(注1)左段は本年6月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。

(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害(※

新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)。

(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

講習会名	申込受付	科目	8月	9月	10月	11月
衛生管理者 (第1種)	センター	学科	4日	1(月)～4(木)		4(火)～7(金)
	中央支部	学科	3日	10(水)～12(金)		
衛生管理者 (第2種)	センター	学科	3日	1(月)～3(水)		4(火)～6(木)
	中央支部	学科	2日	10(水)～11(木)		
衛生(特例)	センター	学科	2日	3(水)～4(木)		6(木)～7(金)
	中央支部	学科	1日	12(金)		
衛生管理者	たま研修センタ	学科	2日			
X線	センター	学科	2日		27(月)～28(火)	

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- 「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
①雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのりアル開催と同時にZoomによる配信。
②その他の講習会は城東職業能力開発センターが会場です。
③亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、

「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。

- たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただきます。
- 高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただきます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を kaiho-iken@toukiren.or.jp までお寄せください。 ■

■ 編集後記 ■

北関東の丸沼高原。標高1,400mを超える場所に小さな湖があります。周囲を白樺やナラの原生林に囲まれ、熊笹を搔き分けながら進むと、突然、視界にエメラルドグリーンに輝く湖面が。濃緑の樹木が水面に映り込み、その美しさからは目を離すことができません。盛夏でも25度を超えることはなく、緑陰には一人で本を読む人影も。静寂の中、吹く風に青葉騒。秘密にしておきたいほどの天地です。

湖畔には温泉に恵まれた一軒宿があり、東京などの小学校が移動教室に。夜には、皆で力を合わせて準備したキャンプファイヤー。暗闇の中、背丈の倍ほどに燃え上がる炎に大きな歓声が。子供達はクラスメイトと協力し共に過ごす体験の中から、幾つものことを学んでいくのでしょうか。

アメリカの教育者ジョン・デューイは、提唱する「教育の三原則」の第一に「異なるバックボーンを持つ子供たちが一緒に学び遊ぶことで、人間としての共通の理念や生きざまを学ぶこと」を挙げています。ある人はこの点について「異なる背景を持つ子供たちが『同じ仲間なんだ』という意識を育み、『共に生きる感覚』を養うことこそが教育の目的」と。更に「生きるために『支えあい』が不可欠。教えるべきことは、他者への親近感、思いやり、相互理解や寛容性である。」と。

教育の場と労働現場では、求める成果もその様態も違います。しかし、異なるバックボーンを持つ仲間達と一緒に取り組むという姿は似ているようにも感じます。支えあい、思いやりを持ち、相互理解を深める関係。それらが織りなされる職場でありたいと願うのは、私だけではないでしょう。

さあ、この夏。あなただけの秘密の天地に出かけませんか。吹き渡る風は涼やかで、どこまでも優しく心身を包みます。

(小太郎)

講習会名	申込受付	科目	8月	9月	10月	11月
登録講習等	安全衛生推進者	センター 学科	2日 27(水)～28(木)	18(木)～19(金)	20(月)～21(火)	17(月)～18(火)
	中央・足立荒川	学科	2日	8(月)～9(火)		
	たま研修センタ	学科	2日			10(月)～11(火)
	衛生推進者	センター 学科	1日 4(月)	4(木)	1(水)	7(金)
	中央・足立荒川	学科	1日 5(火)			18(火)
	たま研修センタ	学科	1日 22(金)			
	安全管理者選任時研修	センター 学科	2日 18(月)～19(火)	24(水)～25(木)	27(月)～28(火)	19(水)～20(木)
		中央・足立荒川	学科 2日		6(月)～7(火)	
		たま研修センタ 学科	1,2日		6(月)～7(火)	
	研削といし(自由研削)	センター 学科・実技	1日 18(月) 1日 26(火)	30(火)	21(火)	6(木)
	研削といし(機械研削)	たま研修センタ 学科	1日			
特別教育	動力プレス機械金型調整等	たま研修センタ (日野羽村) 学科	1日		26(日)	
	アーク溶接	センター 学科・実技	2日 27(水)～28(木) 1日 29(金)	24(水)～25(木) 26(金)	28(火)～29(水) 30(木)	25(火)～26(水) 27(木)
	高圧・特別高圧	センター 学科	2日 25(月)～26(火)	24(水)～25(木)	20(月)～21(火)	25(火)～26(水)
	低圧電気	センター 学科・実技	1日 4(月)	8(月)	6(月)	10(月)
		実技	1日 5(火)／6(水)／7(木)	9(火)／10(水)／11(木)	7(火)／8(水)／9(木)	11(火)／12(水)／13(木)
		たま研修センタ 学科・実技	1日 4(月)			
	高所作業車(10m未満)	センター 学科・実技	1日 25(月)		27(月)	
	粉じん	センター 学科	1日 22(金)			27(木)
		たま研修センタ 学科	1日			27(木) サテライト開催
	テールゲートリフター	センター 学科	1日 22(金)			21(金)
	ダイオキシン	センター 学科	1日	30(火)		
	フルハーネス	たま研修センタ 学科・実技	1日	25(木)		
	化学物質管理者講習(準・1日)	センター 学科	1日		1(水)	21(金)
		中央支部 学科	1日		28(火)	
		たま研修センタ 学科	1日	29(月)		
	化学物質管理者講習(専門的)	センター 学科	2日	29(月)～30(火)		
その他	保護具着用管理責任者	センター 学科・実技	1日 20(水)	29(月)	22(水)	28(金)
		中央支部 学科・実技	1日		29(水)	
		たま研修センタ 学科・実技	1日	30(火)		
	総括安全衛生管理者	中央・足立荒川 学科	1日		17(金)	
	衛生管理者能力向上	センター 学科	2日		29(水)～30(木)	
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部 学科	半日			
		たま研修センタ 学科	半日			
		上野・王子・足立荒川 学科	半日			
		亀戸・江戸川 学科	1日			
	職長教育	センター 学科	2日 27(水)～28(木)	8(月)～9(火)	16(木)～17(金)	17(月)～18(火)
	職長・安全衛生責任者	たま研修センタ 学科	2日		20(月)～21(火)	
	振動工具(チェーンソーを除く)	たま研修センタ 学科	4H			
	KYT	センター 学科	1日 22(金)		6(月)	
		たま研修センタ 学科・実技	1日			18(火)
		上野・王子・足立荒川 学科	1日			
		亀戸・江戸川 学科	半日			
	熱中症予防管理者研修	中央支部 学科	半日			
	熱中症予防セミナー	たま研修センタ 学科	半日			
	上野・王子・足立荒川	学科	半日			

法定講習会等開催予定 (2025年8月~11月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、たま研修センター及び各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回の案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(30ページ)をご覧ください。

(2025年7月18日現在)

講習会名	申込受付	科目	8月	9月	10月	11月
石綿建材調査者 (一般)	センター	学科	2日	16(火)~17(水)		
		試験	1日	26(金)		
床上操作式 クレーン	センター	学科	2日	4(月)~5(火)	1(水)~2(木)	
		実技	1日	6(水)~7(木)~8(金)	3(金)~6(月)~7(火)	
小型移動式 クレーン	センター	学科	2日	1(月)~2(火)	4(火)~5(水)	
		実技	1日	3(水)~4(木)~5(金)	6(木)~7(金)~10(月)	
ガス溶接	センター	学科	1日	25(月)	18(木)	18(火)
		実技	1日	26(火)	19(金)	19(水)
フォークリフ ト(31時間)	センター	学科	1日	26(火)	25(木)	27(月)
		実技	3日	平日 27(水)~29(金) 土日	26(金)~29(月)~30(火) 28(火)~30(木)	11/1(土)~2(日)~8(土)
		たま研修センタ	学科	1日	4(木)	6(木)
		実技(日野羽村)	3日		7(日)~14(日)~21(日)	9(日)~16(日)~23(日)
	たま研修センタ	学科	1.5日		3(水)~4(木)	
		実技(日野羽村)	3日		7(日)~14(日)~21(日)	
高所作業車 (10m以上)	センター	学科	1日	8(月)		17(月)
		実技	1日		9(火)~10(水)~11(木)	18(火)~19(水)~20(木)
玉掛け	センター	学科	2日	18(月)~19(火)	16(火)~17(水)	14(火)~15(水)
		実技	1日	20(水)~21(木)~22(金)	18(木)~19(金)~22(月)	16(木)~17(金)~20(月)
玉掛け技能+ クレーン特別 教育学科	たま研修センタ	学科	2日		14(火)~15(水)	
		実技(日野羽村)	1日			19(日)~26(日)
	たま研修センタ	学科	2日			16(木)~17(金)
		実技(日野日野)	1日			19(日)~26(日)
クレーン (希望者)	たま研修センタ	実技 (日野日野)	1日			2(日)又は9(日)
木工機械	センター	学科	2日		27(月)~28(火)	
プレス機械	センター	学科	2日	16(火)~17(水)		
	たま研修センタ	学科	2日			
乾燥設備	センター	学科	2日		20(月)~21(火)	
	たま研修センタ	学科	2日	28(木)~29(金)		
はい作業	センター	学科	2日	4(月)~5(火)	22(水)~23(木)	
	たま研修センタ	学科	2日			
特化・ 四アルキル鉛	センター	学科	2日	18(月)~19(火)	1(月)~2(火)	16(木)~17(金)
					18(木)~19(金)	29(水)~30(木)
	中央支部	学科	2日	26(火)~27(水)		25(火)~26(水)
	たま研修センタ	学科	2日		10(水)~11(木)	11(火)~12(水)
鉛	センター	学科	2日	20(水)~21(木)		17(月)~18(火)
酸素欠乏・ 硫化水素	センター	学科	2日	5(火)~6(水)	9(火)~10(水)	7(火)~8(水)
				7(木)~8(金)	11(木)~12(金)	9(木)~10(金)
	中央支部	学科	2日		2(火)~3(水)	5(水)~6(木)
	たま研修センタ	学科	2日		4(木)	7(金)
	実技	1日		16(火)~17(水)		
				18(木)~19(金)		
有機溶剤	センター	学科	2日	20(水)~21(木)	3(水)~4(木)	1(水)~2(木)
				27(水)~28(木)	24(水)~25(木)	4(火)~5(水)
	たま研修センタ	学科	2日	5(火)~6(水)		19(水)~20(木)
石綿	センター	学科	2日	25(月)~26(火)	1(月)~2(火)	16(木)~17(金)
					18(木)~19(金)	4(火)~5(水)
	中央支部	学科	2日	7(木)~8(金)		22(水)~23(木)
	たま研修センタ	学科	2日			9(木)~10(金)
金属アーク (限定)	センター	学科	1日	26(火)		